

<旧旧要綱>

「信濃川下流（山地部）圏域流域協議会」設置要綱

（名称）

第1条 本会は「信濃川下流（山地部）圏域流域協議会」（以下「協議会」）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、信濃川下流（山地部）圏域河川整備計画（案）の作成に関して、幅広い視点から意見を得ることを目的とする。

（構成）

第3条 協議会は、新潟県三条地域振興局地域整備部長及び新潟県長岡地域振興局地域整備部長が依頼する委員によって構成する。

（会長）

第4条 協議会には、委員の互選により会長を置く。

2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

3 会長に事故あるときは、会長が指名する委員が職務を代行する。

（協議会の開催）

第5条 協議会は、新潟県三条地域振興局地域整備部長及び新潟県長岡地域振興局地域整備部長が必要に応じ開催する。

2 会議の議長は会長が務める。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部計画調整課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ協議会の承諾を得て定める。

（付則）

この規約は平成22年11月25日から施行する。

2 「信濃川下流（山地部）圏域河川整備計画協議会」設置要綱（平成18年2月15日から施行）は廃止する。

## <旧要綱>

### 「信濃川下流（山地部）圏域流域協議会」設置要綱

#### （名称）

第1条 本会は「信濃川下流（山地部）圏域流域協議会」（以下「協議会」）と称する。

#### （目的）

第2条 協議会は、信濃川下流（山地部）圏域河川整備計画（案）の作成に関して、幅広い視点から意見を得ることを目的とする。

#### （構成）

第3条 協議会は、新潟県三条地域振興局地域整備部長又は新潟県長岡地域振興局地域整備部長が依頼する委員によって構成する。

#### （会長）

第4条 協議会には、委員の互選により会長を置く。

2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

3 会長に事故あるときは、会長が指名する委員が職務を代行する。

#### （協議会の開催）

第5条 協議会は、新潟県三条地域振興局地域整備部長又は新潟県長岡地域振興局地域整備部長が必要に応じ開催する。

2 会議の議長は会長が務める。

#### （事務局）

第6条 協議会の事務局は新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部計画調整課に置く。

#### （その他）

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ協議会の承諾を得て定める。

#### （付則）

この規約は平成24年3月12日から施行する。

2 「信濃川下流（山地部）圏域河川整備計画協議会」設置要綱（平成22年11月25日から施行）は廃止する。

## <現要綱>

### 「信濃川下流（山地部）圏域流域協議会」設置要綱

#### （名称）

第1条 本会は「信濃川下流（山地部）圏域流域協議会」（以下「協議会」と称する。

#### （目的）

第2条 協議会は、信濃川下流（山地部）圏域河川整備計画（案）の作成に関して、幅広い視点から意見を得ることを目的とする。

なお、圏域は非常に広いことから、関係する流域単位それぞれ個別に流域協議会を設置することができる。

#### （構成）

第3条 協議会は、新潟県三条地域振興局地域整備部長又は新潟県長岡地域振興局地域整備部長がそれぞれ依頼する委員によって構成する。

#### （会長）

第4条 協議会には、委員の互選により会長を置く。

2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

3 会長に事故あるときは、会長が指名する委員が職務を代行する。

#### （協議会の開催）

第5条 協議会は、新潟県三条地域振興局地域整備部長又は新潟県長岡地域振興局地域整備部長が必要に応じそれぞれ開催する。

2 会議の議長は会長が務める。

#### （事務局）

第6条 協議会の事務局は新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課又は新潟県長岡地域振興局地域整備部計画調整課にそれぞれ置く。

#### （その他）

第7条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ協議会の承諾を得て定める。

#### （付則）

この規約は平成24年5月30日から施行する。

2 「信濃川下流（山地部）圏域河川整備計画協議会」設置要綱（平成24年3月12日から施行）は廃止する。

新旧対照表

改正後（現要綱）	改正前（旧要綱）
<p>（目的）</p> <p>第2条 協議会は、信濃川下流（山地部）圏域河川整備計画（案）の作成に関して、幅広い視点から意見を得ることを目的とする。</p> <p><u>なお、圏域は非常に広いことから、関係する流域単位それぞれ個別に流域協議会を設置することができる。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 協議会は、信濃川下流（山地部）圏域河川整備計画（案）の作成に関して、幅広い視点から意見を得ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（追加）</u></p>
<p>（構成）</p> <p>第3条 協議会は、新潟県三条地域振興局地域整備部長又は新潟県長岡地域振興局地域整備部長が<u>それぞれ</u>依頼する委員によって構成する。</p>	<p>（構成）</p> <p>第3条 協議会は、新潟県三条地域振興局地域整備部長又は新潟県長岡地域振興局地域整備部長が依頼する委員によって構成する。</p>
<p>（協議会の開催）</p> <p>第5条 協議会は、新潟県三条地域振興局地域整備部長又は新潟県長岡地域振興局地域整備部長が必要に応じ<u>それぞれ</u>開催する。</p> <p>2 会議の議長は会長が務める。</p>	<p>（協議会の開催）</p> <p>第5条 協議会は、新潟県三条地域振興局地域整備部長又は新潟県長岡地域振興局地域整備部長が必要に応じ開催する。</p> <p>2 会議の議長は会長が務める。</p>
<p>（事務局）</p> <p>第6条 協議会の事務局は新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課<u>又は</u>新潟県長岡地域振興局地域整備部計画調整課に<u>それぞれ</u>置く。</p>	<p>（事務局）</p> <p>第6条 協議会の事務局は新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部計画調整課に置く。</p>
<p>（付則）</p> <p>この規約は平成<u>24</u>年<u>5</u>月<u>30</u>日から施行する。</p> <p>2 「信濃川下流（山地部）圏域河川整備計画協議会」設置要綱（平成<u>24</u>年<u>3</u>月<u>12</u>日から施行）は廃止する。</p>	<p>（付則）</p> <p>この規約は平成<u>24</u>年<u>3</u>月<u>12</u>日から施行する。</p> <p>2 「信濃川下流（山地部）圏域河川整備計画協議会」設置要綱（平成<u>22</u>年<u>11</u>月<u>25</u>日から施行）は廃止する。</p>